



手持ち花火の試行利用について



これまで、水戸市の公園では火気の使用を禁止していましたが、こどもたちの夏の思い出作りに、市内の一部公園(当公園を含む)で、**手持ち花火に限り**利用できるようになりました。

利用のルール

- 1 対象日 : 令和8年7月1日(水) ~ 令和8年8月31日(月)
- 2 利用時間 : 午後6時から午後8時30分まで(午後9時までに片づけて帰宅)
- 3 **対象者 : こどもとその保護者(こどものみ又は大人のみでの利用は不可)**
- 4 風が強い日は行わないこと。
- 5 消火用のバケツに水を汲んで用意すること。
- 6 手持ち花火以外(打ち上げ花火・ロケット花火・設置型の吹き出し花火・音のなる花火・飛ぶ花火・煙が多く出る花火等)は使用しないこと。
- 7 構造物(遊具、ベンチ、フェンス等)や植栽・芝の付近、その他火が燃え移る可能生のある場所では行わないこと。
- 8 花火を持って動き回らないこと。
- 9 花火をした後は、完全に消火し、周囲を含めて安全確認を行い、花火等のゴミは、すべて持ち帰ること。
- 10 他の公園利用者や近隣住民に迷惑をかけないように注意すること。
- 11 **ルール違反や近隣住民への迷惑行為等があった場合、当公園での手持ち花火の試行利用を取りやめます。**



ルールを守って
楽しく遊ぼう!



みとちゃん